

「平丸名」の比定地について

佐藤末喜

はじめに

賀来莊平丸名はどこにあつたのか。先人諸氏の懸命な研究によつてもその比定地は現在もなお不詳である。本稿は平安末期から室町期にかけて、柞原宮を千代丸名とともに支えた有名な平丸名の故地を、大胆な推測を交えて断定したものである。大方のご叱正をいただければ幸甚である。

賀来莊の名について

大化改新によつて日本の土地制度は「公地公民制」となつたが、その後「三世一身の法」や「墾田永代私有令」が出され、各地に莊園が広がることとなつて、公領（国衙領）と並行していくいわゆる「莊園公領制」が戦国時代まで続くことになる。

中世の「莊園制」研究の大家である渡辺澄夫氏は、「豊後国由原八幡宮領莊園の研究」で、賀来莊について以下のように解説されてゐる。

「名では最も早くからあらわれる平丸名の外に、鬼藤名・治郎丸名・鬼藤放和田上名・千代丸名・乙丸名・及び小野津留郷などがあり、若干問題のあるものに藤末名・秋藤名・福楽名・久武名・生石名（生石村）等がある。このうち規模が判明するものは平丸名三十丁歩だけで他は全く不明である。今日名の所在を知り得るものは、千代丸

古墳（史蹟）のある千代丸名と、名ではないが小野津留郷・生石名等に過ぎない。」

渡辺氏が若干問題ありとされるのは、これらの名が並列して存在していたのかどうかであろう。なお千代丸名の規模は十三町と史料で確認できる。（至徳元年・一三八四年、一月由原宮八カ度祭礼は、千代丸名一三町の役として、地頭賀来掃部助に先規の通り勤仕するよう命じられている。前備前守某連署奉書）

ここで注目すべきは掲げられた名の名前で、丸がつくのが平丸名・千代丸名・乙丸名・治郎丸名と四つもあることである。あるいはこの時期、この地方で普遍的な地名の呼び名であつたのかもしない。これについては後段平丸名の地名の項で触れたい。

賀来莊の立莊は「一条院の御宇、長徳四年（九九八年）宇佐宮に準じて三三年ごとに宝殿以下の殿舎の造替が始まつたが、賀来莊をその料所となす」とある記事が、建武四年（一三三七年）の「八幡由原宮神官社僧棟等申状並具書等案」にあるが、史料上の初見は治承元年（一一七七）八月十八日の大春日立並下文に「下賀来御莊神官百姓等所」とある。約二百年前に莊園として阿南郷から分立していたというには疑問であるとされている。しかし別の史料に「鳥羽院の御宇、大宮司大神広房が勅勅を蒙り、贈左大臣家（時房）が領家職を拝領して次第相伝し、正応二年（一二八九年）頃は勘解由小路殿の御領になつた」という記録がある。鳥羽院の治世は一一二九年（一一五六年）であるから、その間に由原宮大宮司を領家として賀来莊が阿南郷から分立、立莊していしたことになる。

史料でみる平丸名

平丸の初見は一一三九年（保延五年）の柞原文書である。平丸郡司藤原貞助が、阿南郷内黒田里九坪の一町歩の土地を、大般若經修理料田として由原八幡宮に寄進したという史料である。西別府元日氏によれば「しかし平丸郡という郡がないこと、しかも後の賀来荘に含まれる大般若經修理料田の所在地を、阿南郷内としているので、この当時に別名としての平丸・賀来の成立を考えることはできない。平丸郡司とはおそらく阿南郷内黒田里九坪を含む平丸地区を私領化しようとしていた大分郡司のひとりが、他の郡司と区別するために自称したものと考えられる。（中略）いずれにしろ賀来が、徵税単位と公認されたあと荘園となつたのは、治承元年（一一七七）以前であるから、十二世紀の後半に、別名・平丸名が成立したと考えられる。」と解説されている。（大分県歴史辞典）

名としては、由原宮仮殿造営に係る治承四年十一月の豊後国留守帖

に「即至干造食米者、以賀来荘年貢米並平丸所当米、令勤造例也」と見えるのが初見である。治承四年は一一八〇年であるからこのこ

ろにすでに別名として平丸名が成立していたのであろう。

平丸郡司と自称した藤原貞助は国衙官人でおそらく大分郡司であろうが、条里制地割内の荒地開墾を国衙から許可され私領化していったものであろう。しかも藤原一族は、大分郡の郡司職を世襲する家として、土地・農民に対する支配権を公認されていたので領主性的支配を別名平丸名を拠点に展開していたものと思われる。一〇六九年に発令された延久荘園整理令は荘園の乱立を防止するため、荒野

を開発した領主の農民に対する支配権を認め、これを別名として支配機構の一翼を担わせることにした。同時に公田部分を再開発した郡司や郷司にも同様の支配権を認め、さらに郡司・郷司として治政に当たってきた地域をも所領として承認するようになつた。藤原貞助の登場はこうした全国的な動きの一環である。

歴代の豊後国司を一覧してみると、良吏として有名な藤原園人（七九一年）を筆頭に藤原真書（八〇四年）・藤原世數（八五九年）・藤原廣守（八六五年）・藤原智泉（八七九年）・藤原國昌（一〇〇七年）・藤原孝理（一〇一三年）・藤原棟隆（一〇三三年）・藤原忠理（一一三〇年）・藤原頼輔（一一六〇年）など多数が赴任してきており、特に藤原頼輔は一一六六年に知行国主となり、国司に息子の頼經・宗長を派遣して権力を縦横に振つてゐる。このような豊後国の状況から判断して、郡司藤原貞助はいずれかの藤原氏に係属した人物で、国衙官人として土着したものと考えられる。

阿南郷の立荘

「六年に一度、国衙が調進してきた由原宮大神宝が、近來郷々の地頭が協力しないため、調進困難となつたので阿南郷の所当をもつて調進することにした」という理由で、阿南本郷並びに平丸名を一円不輸の神領とする国司序宣が発せられた。豊後国最後の荘園として、土地・農民に対する支配権を公認されていたので領主性的支配を別名平丸名を拠点に展開していたものと思われる。延久荘園整理令は荘園の乱立を防止するため、荒野を理由に一円不輸神領としての官符宣を講う。翌一八日阿南荘・平

丸名を不輸神領する官宣旨が下され、国免荘から勅免荘に変更。領家職は一条家、由原宮は預所職を帯びることとなつた。寛喜二年の豊後国司序宣には「かの大神宝用途として、阿南郷をもつて永く寄せたてまつるところなり、たまたまかの郷内の平丸名は、もとより神宝修理用途に寄せ奉るところなり、本郷ならびに平丸名をもつて、かの用途となすべきなり」とある。この時期、平丸名は阿南荘に属していたことがわかるが、一方でこれ以前にすでに平丸名は神宝修理用途料として由原宮に寄進されていたことが、一一八八年の留守所帖や、一二三四年の備後僧都幸秀寄進状によつて判明している。阿南荘の立荘によつて豊後国の荘園公領制が完成を見たといふのである。

豊後国岡田帳

弘安八年（一二八五年）の豊後国岡田帳によると

賀来荘式百三拾町
本荘式百町 領家一条前左大将家室家、地頭職賀来五郎惟永法名願連
平丸名三拾町 領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前

相伝勘解由小路殿（一条前左大将家御後室積太夫殿御女）領となつたという経緯がある。由原宮は無役となつてはいる。地頭の賀来五郎惟永は、豊後大神氏の庶流である佐伯三郎惟家が治承三年に領家から下司職に補任されたのを始まりとして、代々相伝してきた一族である。貞応三年（一二二四）惟綱が、承久の乱の恩賞として新補地頭職の下文を賜つた。この賀来氏は、由原宮と相論を繰り返し、在地領主的発展を遂げ、後には大友氏の家臣としても重きをなした。なお賀来氏は本荘と平丸名の地頭を兼帶している。

平丸名の領家・山法師備後僧都幸秀は不可解な人物である。天台宗の僧侶で由原宮の宮師でもあり、豊後国内に所領を広く持ち、大友能直とも関係深く、能直八男・志賀能郷を養子として勝津留を能直に譲渡している。阿南荘の預所職もあるが、平丸名の領家として

由原宮への支援を牽引している。一二八五年の岡田帳にも名前が出てゐることは生存を意味していると思われるので、相当な高齢者であることは間違いない。今後の研究対象に挙げたい人物のひとりである。

まる（丸）地名の語源について

豊後国岡田帳は、一応の完成をみた荘園公領制下の土地所有の模様を示しているが、平丸名が賀来荘内にありながら、本荘と並列して記載されていることは注目すべきことである。

賀来本荘式百町の領家一条前左大将家室家とは、鳥羽院の時大宮司大神広房が勅勅を被り、贈左大臣家（平時信）が領家職を拝領して

楠原佑介氏の地名用語語源辞典によれば「①円形、球形を示す。山名、川の曲流部、山裾の湾曲部、円形の田や山間小平地など。②中近世の城郭の部分を示す用語。③バル（原）の転。北九州に多い丸の形の地名など。④バル（張）の転か。全国的に丘陵・台

地の先端、張り出したところにみられる」とある。また北九州に多い「丸地名は治郎丸・三郎丸・五郎丸などのように、その土地の開拓者、所有者を示すという説がある。地名研究家の森岡浩氏によれば『こうした「～丸」という名字は九州に集中しています。江戸時代以前各地で次々と新田が開発されました。こうした新田は開発した人の名前や住んでいた村の名前をとつて「～新田」と言われることが多いのですが、九州では「～丸」という呼び方もしたのです。』と書いている。

前記したように、賀来荘一〇名のうちに平丸、千代丸、次郎丸、乙丸と四名もが「～丸」名であるのは異常であり、九州ではこのころ語呂合わせ的に、地名の最後に「～丸」を付けるという風調があつたと解釈もできる。開拓者、所有者を示す用語であるとする説についてはこれも前に書いたが、鳥羽院の時、大宮司大神広房が勅勅を蒙り、平時信がこの地を拝領、のちに相伝された。(正応二年三月付の大宮司経妙申状案)。この平時信の土地という意味で平丸が地名になつたということもあるいは考えられるかも知れないが少し迫力に欠けるように思われる。さらに学問的に探求すれば、「平」という地名の分布と、地形上の位置関係から判断して、「平丸名」は江戸期に「東院村」として、府内藩中郷来鉢組に属した現在の大分市大字東院であると断言したいと思う。

平丸名は東院である

結論を先に出したが、まず地名「平」の分布から見ていこう。(付)

(図1を参照)。大字東院内ではまず小字の「平惣」が注目される。この「平惣」は「平総」とも書かれている。語源的には「惣」と「総」は同義で、角川漢和中辞典によれば、「惣・そうじて。すべて。だいたい。総が書きかえ字」。「総・①ふさ②すべる。集める。集め合わせる。③しめる。しめくくる。ひとまとめにする。④すべおさめる。とりしまる。支配する。⑤物事が集まること。まとまること。⑥すべて。みんな。」とある。丸については「丸・イまるまる。全体。口まる。円。人名、船名などに添える語。」と同辞典は解説しているので、この「惣、総、丸」はほとんど同義語と考えて間違いないまい。やや牽強付会にすぎるかも知れないが、小字「平惣」は「平丸」ではないかと思う。

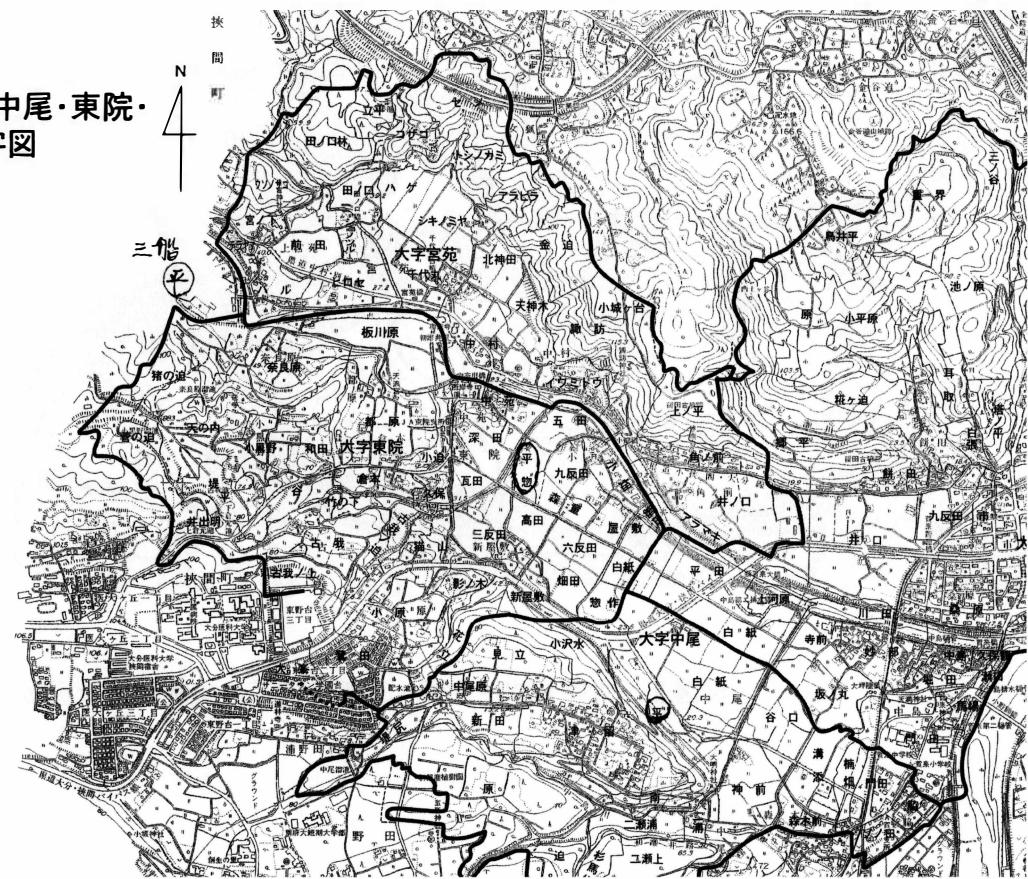
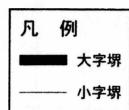
小字ではほかに「堤平」があり、小字内の「平」を見てみると、奈良原(平境)・猪ノ迫(地蔵平、大平)・中苑(平)・小原(大石平)と多い。東院の周辺にも、平田(大字賀来)、平(大字中尾)があり、また地図外の大字三船地区にも「平」がある。この中尾と三船の「平」はいずれも背後が丘陵地であり、次に指摘する地形上の重要なポイントでもある。

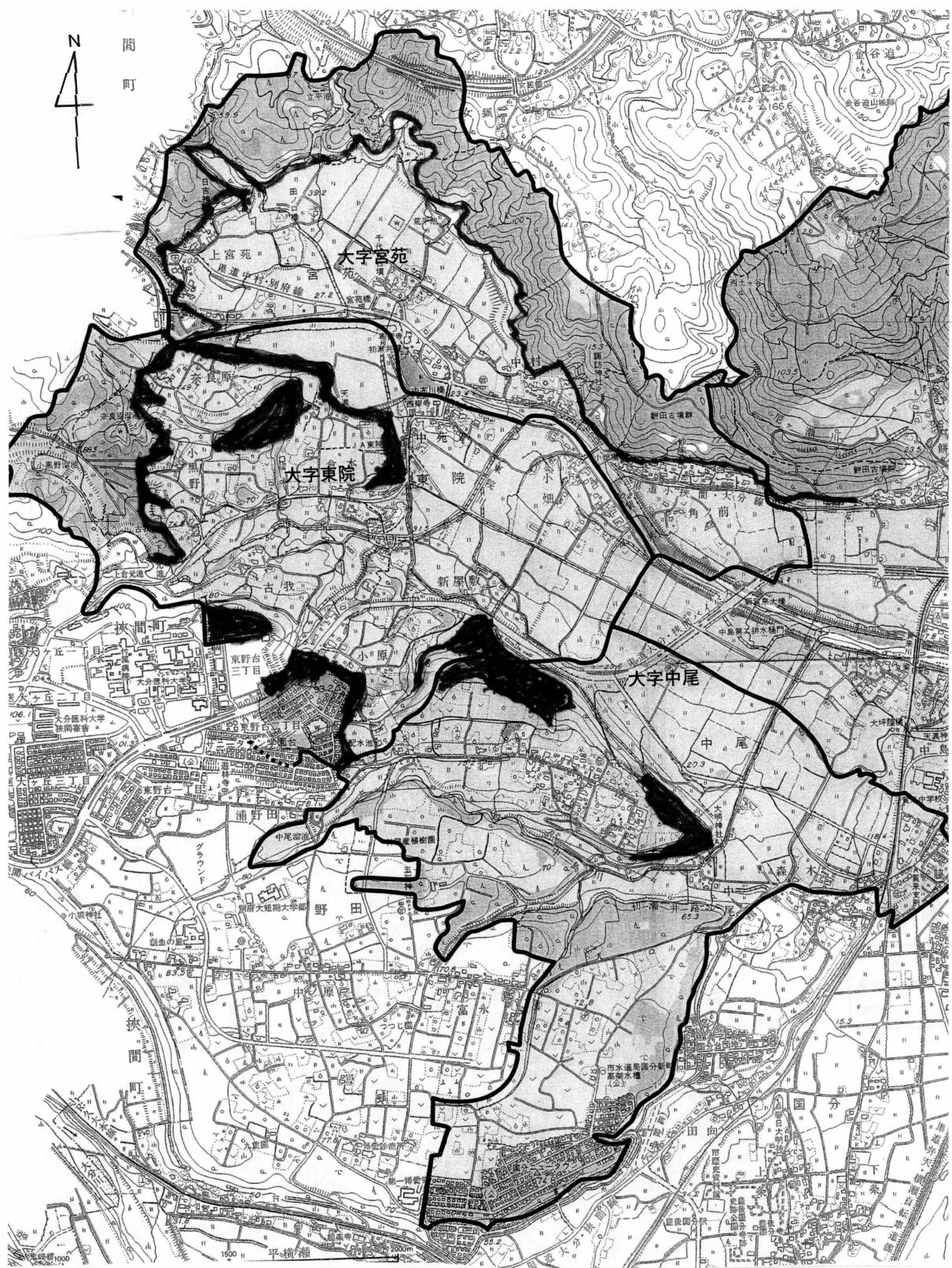
次に地形上の観点から「平丸」を探してみよう。楠原氏の言う「川の曲流部、山裾の湾曲部」説に従うと。まず賀来川の流路が上流の泉橋付近で左折し、さらに専徳寺下で右折するという風に大きく曲流していることがあげられる。これは左岸の「千代丸名」と共通する地形上の特徴である。次に「山裾の湾曲部」についてであるが、これは付図2で明らかのように、左岸の「千代丸名」が典型的であ

い。「千代丸名」の北辺は耕地のすぐ近くから丘陵に囲まれている。対岸に位置する大字東院もほぼ同様に大分大学医学部キャンバスから中尾台に連なる丘陵に囲まれている。ここで先に述べた大字三船の「平」と、大字中尾の「平」地名が、賀来川の上流と下流にあり、山裾の「平丸」を強調するようになっているのは注目すべきである。

賀来川をはさんで、「千代丸名」と「大字東院（平丸名）」の平地部分が円状に丘陵地に囲まれていることが鮮明にわかる。地名語源探究の上で必須である、地名と地形上の要素から判断して、平丸名は旧東院村、現在の大分市大字東院であると断定して間違があるま

付図 1 大字賀来・中尾・東院・ 宮苑の小字図





付図2 大字賀来・中尾・東院・宮苑の土地利用状況復元図

賀来の条里地割について

図田帳に平丸名三十町とある。大字東院という狭い地域には無理な町歩のような気もするが、条里制地割を考慮に入れると十分納得しうる面積であることがわかる。大分市史・上（昭和六十二年刊）の記述によれば

「大分川の支流、賀来川右岸の東院から賀来・中尾にかけて、ほぼ東西十五町、南北五町の範囲に条里地割の遺構がみられる。

賀来川の左岸にはみられない。条里の仟線は約三十度東偏しているが、これは賀来川の作った氾濫原の傾斜に従つていていゝ。坪内の地割はブロック状の地割が多く、他の地区的条里地割とは様相を異にする。条里地割は賀来川の氾濫原上位面にのつていて、下流部の大分川との合流点に近いところでは旧河道の跡も認められる。自然堤防上には中島などの集落が立地し、この付近では条里地割も断片的にしかみられない。」とある。条里地域周辺を調査した結果、東院公民館（大字東院中苑）から中島の自然堤防跡までほぼ直線で東西約2キロであり、医大バイパスの賀来川橋東バス停交差点が中間点である。この地点は「白紙」という小字地名で東院・中尾・賀来の三大字にそれぞれある。小字白紙は三大字の境界にあり隣接しており、平丸郡司藤原貞助が由原宮に寄進した、「阿南郷内黒田里玖坪一丁」が由原宮大般若修理田として寄進されている。これはその後国司交替毎に免判を受けている。こうした免田は完全な無税地ではないが、宮師の所領として相伝される慣例で、長寛二年（一一六四）の院請譲状に「大般若修理田一丁在賀来」とあるのは、その用途といい、面積といい、藤原貞助寄進状と一致する。これによると、阿南郷黒田里という地域が賀来にあり、しかも同地域が条里制施行地で、ここに右の免田一町の在つたことがわかる。同譲状に見える「新立仁王請一丁在賀来」も、おそらく同所にあつたものとと思われる。

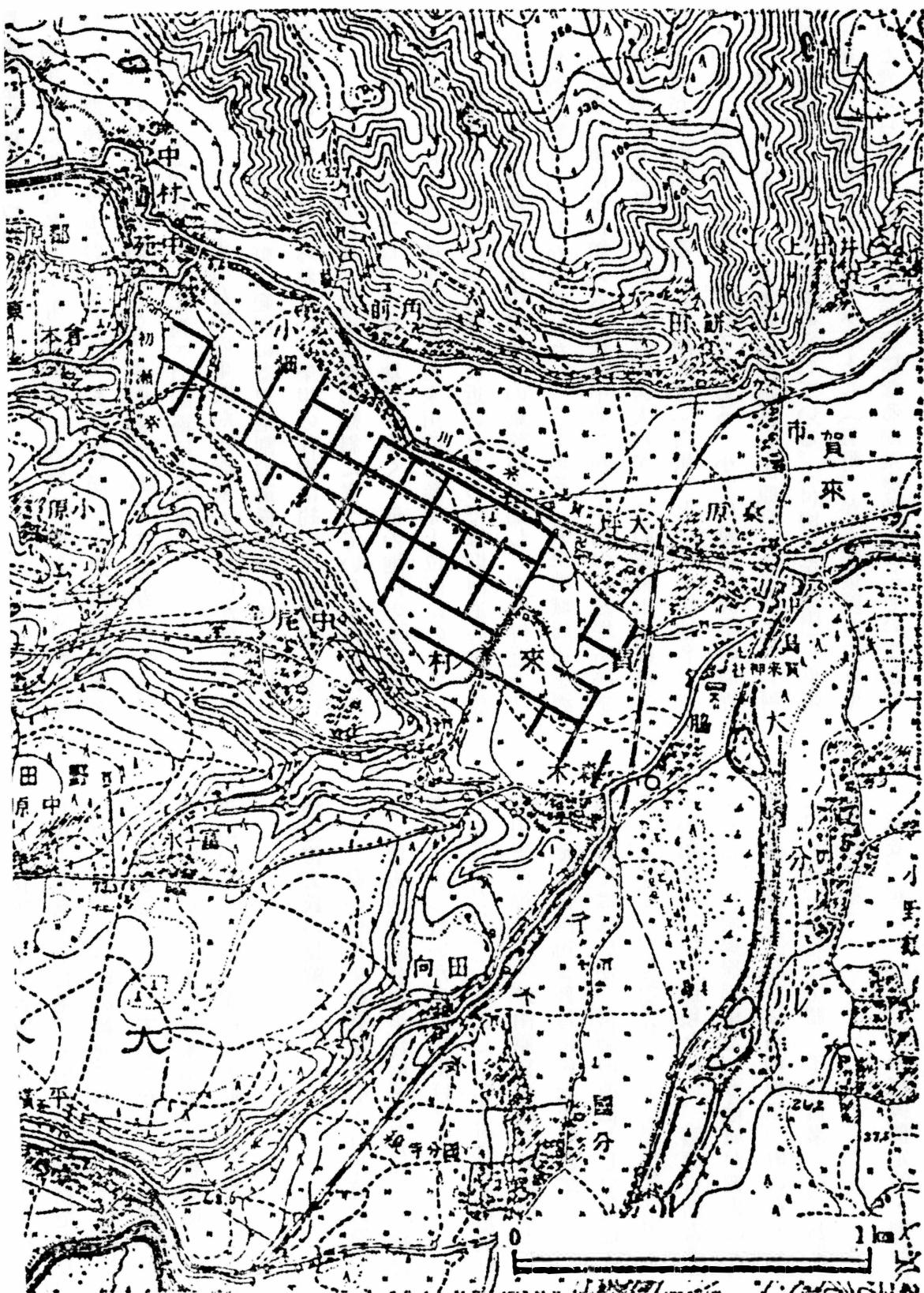
承安二年（一一七二）の宮師僧定清・御前検校僧尊印連署解状によると、大般若修理田・仁王請田・最勝請田等に対して、平丸弁済

から豊後国府より古野・赤野・朴の木の台地を経て、木綿郷・玖珠・日田・筑紫方面に通ずる旧官道の通路であり、一帯の台地は地味肥沃で、早くからの農耕地であつた。今この地は倉本と呼ばれ、一帯の平地を都原と言つてゐるがかつて屯倉が置かれたところであると言われてゐる。また賀来川沿いの板川原、中苑、五田、小畠などに平地があり、都合面積三十町は妥当などころであろう。

渡辺澄夫氏の見解

大分県の中世史研究を牽引された渡辺澄夫氏の本件に関する見解は「豊後国莊園公領史料集成第五卷」の解説、（四）賀来莊の項にある。少し長いが左記に掲げよう。

『保延五年（一一三九）の平丸郡司藤原貞助寄進状に、「阿南郷内黒田里玖坪一丁」が由原宮大般若修理田として寄進されている。これはその後国司交替毎に免判を受けている。こうした免田は完全な無税地ではないが、宮師の所領として相伝される慣例で、長寛二年（一一六四）の院請譲状に「大般若修理田一丁在賀来」とあるのは、その用途といい、面積といい、藤原貞助寄進状と一致する。これによると、阿南郷黒田里という地域が賀来にあり、しかも同地域が条里制施行地で、ここに右の免田一町の在つたことがわかる。同譲状に見える「新立仁王請一丁在賀来」も、おそらく同所にあつたものとと思われる。



第10図 賀来地区の条里地割分布
(使用地形図は昭和23年国土地理院発行)

使から建春門院御願寺作料を切り宛て苛責された事を訴え國裁を請うてはいる。平丸弁済使というのは、「平丸所當米」とか「阿南郷・平丸名」とある國領平丸名（保とも）の平丸で、その弁済使のことである。大般若修理田一丁の寄進者藤原貞助が、自ら「平丸郡司」と称している点から察すれば、平丸名（保）は大分郡司職田に発する郡司名か、ないしは郡司開発の別名であろう。その名内の地を寄進して免判を得た所に、他の平丸名田と同様建春門院御願寺作料を弁済使から賦課し苛責されたものであろう。右寄進田が条里坪付標示になつてはいる事実から推測すれば、今日の由布川下流賀来川が大分川本流に合流する一帯の条里遺構の地が、平丸名の故地ではなかろうか。

渡辺氏は明確に比定はされていないが、「賀来条里地割地域一帯」を想定されている。氏は「千代丸名」については、千代丸という地名がある点を根拠にして比定されているが、平丸名の場合は確たる証拠がないため推測にとどめられたのである。氏の作図になる「阿南莊・賀来莊図」には「平丸名？」と記載されている。

おわりに

東院と宮苑は賀来川を挟んで古代から緊密な関係にあつた。千代丸古墳の被葬者はこの地域を支配する豪族の長であるとされてい。地元では「昔は一村であつたが宮苑は東院から分かれた」という話を聞いたことがある。宮苑中村にある専徳寺は寺伝によると、もとは東院の都原の北西隅に建てられたという。莊園公領時代に平

丸名（東院）、千代丸名（宮苑）として賀来莊に属し、由原宮の神領として、同宮を経済的に支えた両村は、江戸期には府内藩中郷に属し、東院村は来鉢組に、宮苑村は内成組に属した。元禄十四年の村高を見てみると、東院村・五三〇石、宮苑村・三九二石といずれも大村であつた。

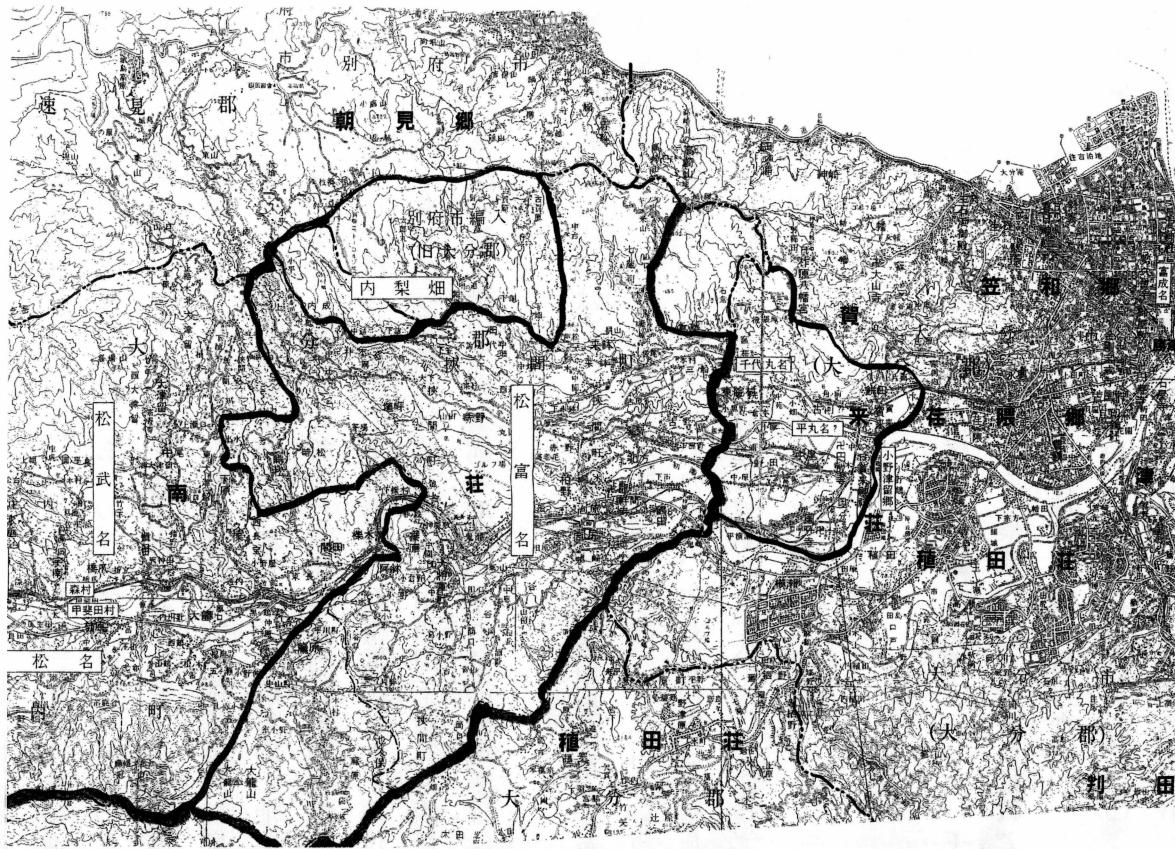
明治二十二年の町村制施行で旧東院村は由布川村に、旧宮苑村は石城川村に組み込まれた。

昭和二十九年の昭和の大合併によつて、新生挾間村（翌年町制）が誕生両村はともにその一員となつたが、昭和三十一年に賀来地区が新生大分村を成立させると、ともに挾間町から分離し、大分村（町制）に編入合併し、かつての賀来莊時代の並存関係に立ち戻つた。

両村の歴史的近隣関係が導いたものであろう。その後大分市に編入、旧村名は大字として今日に活きている。

医大バイパスの高台から眼下を一望すると、旧村東院・宮苑は賀来川を挟んでさながら一村のごとくであり、条里制の面影を残す水田も交じりその田園風景は、平丸名・千代丸名の頃を彷彿とさせる、歴史的景観であると感じられる。

註・付図1・2は大分市歴史資料館編集の「府内及び大友氏関係遺跡総合調査研究年報VII」を引用した。



豊後国在園公領史料集成五（上）～渡辺澄夫編

豊後国大分郡在園郷・勝津留・笠和郷・賀来莊・阿南莊地域図